

挙式・披露宴会場における改訂モデル約款

■本モデル約款の位置づけ

この度、平成19年に作成したモデル約款から13年が経過し、社会経済環境の変化や挙式・披露宴に対する消費者の価値観の変化などを背景に、これまでのモデル約款を見直し、以下のとおり改訂モデル約款を作成いたしました。

本モデル約款はあくまでモデルですので、実際に各事業者で作成する解約料金（料率）とは異なるものです。

そのため、各事業者がそれぞれ解約料金を設定し、お客様にご理解いただけるよう十分にご説明することとしています。

なお、本モデル約款の下線部分については、各事業者で具体的な日時や料金（解約料金は各事業者で算出した平均的な損害額を根拠とする）を明記することとしています。

■挙式・披露宴会場改訂モデル約款条文

本約款は、挙式・披露宴を行う予定であるお客様と当会場との相互の信頼を高め、挙式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

なお、この約款の解釈・運用につきましては、お客様及び当会場双方の利益を考慮させていただきます。

1 挙式・披露宴会場における改訂モデル約款条文

本約款は、挙式・披露宴を行う予定であるお客様と当会場との相互の信頼を高め、挙式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

なお、この約款の解釈・運用につきましては、お客様及び当会場双方の利益を考慮させていただきます。

第1条 [契約の成立]

お客様双方の申込書への署名及び所定の申込金の支払をもって契約は成立いたします。

なお、申込金は挙式・披露宴の代金、解約料金又は日程変更料金の一部として充当いたします。

第2条 [挙式・披露宴時間の設定と時間変更]

会場の使用時間は、あらかじめお客様と取り決めさせていただきました時間内といたします。

お客様のご都合により、あらかじめ取り決めました披露宴時間を超過した場合には、別表の超過料金を頂戴いたします。ただし、次の会場使用時間との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございます。

第3条 [人数確定後の変更]

当会場が指定した日時に最終人数を確定させていただきます。

最終人数を確定した後に、披露宴に出席されるお客様の人数が減少した場合であっても、既に発注、その他手配が完了しているものに関しては、確定した人数分の料金を頂戴いたします。

第4条 [お客様によるアイテム・サービスの手配]

挙式・披露宴において提供されるアイテム・サービスは、当日の円滑な進行等を目的に、原則として当会場が事業者を選定し、提供いたします。

お客様のご都合又はご希望により、独自にアイテム・サービスを手配される場合には、事前に当会場との調整をお願いいたします。その内容によっては別表の追加料金が発生したり、お客様による手配自体をお断りする場合がありますことをあらかじめご了承ください。

第5条 [費用の支払期日]

挙式・披露宴のお見積金額は、当会場が定める期日までに当会場が指定した方法でお支払いください。
なお、当日、飲食等の変動があった場合には、挙式・披露宴終了後に精算させていただきます。

第6条 [お客様による解約]

お客様が挙式・披露宴の契約を解約される場合には、下記の基準に従って解約料金を頂戴いたします。

なお、お客様の少なくとも一方が当会場に対して明確に解約の意思を表示された日をもって、下記の解約期日といたします。

ここでのお見積額とは、解約時点で示されていた直近のお見積額から別表に定める商品の代金・解約料及び衣装解約料を除いた金額です。

BIA モデル約款における解約期日別解約料金 (例)

解約期日	解約料金
①365 日前まで	〇〇円 (申込金の 25%又は3万円のいずれか低い額)
②364 日前以降 180 日前まで	〇〇円 (申込金の 50%及び別表の商品代金)
③179 日前以降 150 日前まで	〇〇円 (申込金の全額及び別表の商品代金)
④149 日前以降 120 日前まで	別表の商品代金・解約料、及び衣装解約料、並びにお見積額(サービス料を除く)の〇〇% (20%)
⑤119 日前以降 90 日前まで	別表の商品代金・解約料、及び衣装解約料、並びにお見積額(サービス料を除く)の〇〇% (25%)
⑥89 日前以降 60 日前まで	別表の商品代金・解約料、及び衣装解約料、並びにお見積額(サービス料を除く)の〇〇% (30%)
⑦59 日前以降 30 日前まで	別表の商品代金・解約料、及び衣装解約料、並びにお見積額(サービス料を除く)の〇〇% (35%)
⑧29 日前以降 10 日前まで	別表の商品代金・解約料、及び衣装解約料、並びにお見積額(サービス料を除く)の〇〇% (40%)
⑨9 日前以降前日まで	別表の商品代金・解約料、及び衣装解約料、並びにお見積額(サービス料を除く)の〇〇% (45%)
⑩挙式・披露宴当日	別表の商品代金・解約料、及び衣装解約料、並びにお見積額(サービス料を除く)の全額
⑪既に発注、その他手配が完了している別表の商品等については、その料金を頂戴いたします。	

※上記表の解約料金欄の赤字の数値等は、BIA が実施したアンケート結果 (2021 年 2 月実施) に基づき平均的な損害額により算出した、あくまでもモデルである。

※各事業者が約款を作成する際は、具体的な解約期日や解約料金を各事業者が設定すること。

※解約料金は、各事業者が算出した平均的な損害額を根拠とする。

※⑪に記載されている「別表」は、各事業者が別紙として作成すること。

第7条 【お客様による日程変更】（新規）

お客様が挙式・披露宴の日程を変更される場合には、下記の基準に従って、当会場が定める日程変更料を頂戴いたします。

- ① 日程変更は、当会場が定める変更可能期間及び回数の範囲内で承ります。ただし、日程変更に伴い、プラン、特典や諸条件が異なる場合があります。
- ② お客様の双方連名により当会場が定める方法に従って手続きが完了した日をもって、日程変更料金の算出基準日といたします。
- ③ 日程変更料金は、別に定める細則によります。
- ④ 日程を繰上げる場合は、日程変更料は頂戴いたしません（契約条件が変更になる場合を除く）。
ただし、変更の手続きがなされた時点で、既に発注、その他手配が完了している商品代金はお支払いいただきます。
- ⑤ 日程変更後に解約される場合には、前条に基づき「日程変更起算日と変更前日程」と「解約申出日と変更後日程」を基準として算出される解約料金を比較し、日数の短い方を基準として算出する金額を解約料金としてお支払いいただきます。

なお、既にお支払いいただいている日程変更料は、解約料金に充当いたしません。

第8条 【当会場による解約】

以下の場合には、挙式・披露宴をご解約させていただく場合があります。

- ① お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又は関係者であることが判明した場合
法令及び公序良俗違反のおそれがあると当会場が判断した場合
- ② 他のお客様に迷惑のかかるおそれがあると当会場が判断した場合
- ③ 指定した期日までにお客様からのお支払いがない場合
- ④ 天災その他、会場側の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合

なお、上記①～③の場合につきましては、当会場からご解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払はせず、お客様には第6条に準じて解約料金をお支払いいただきますのでご了承ください。一方で、上記④の場合につきましては、既にご入金いただいた金額から第6条に定める商品代金を差し引いた残額をご返金いたします。

第9条 【施設内における事故・盗難】

施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては、当会場の故意又は重大な過失がある場合を除き、当会場は一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

第10条 【禁止事項】

法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑のかかる行為は禁止します。

（禁止事項の例示）

- ① 大音響を発するものの持込み
- ② 盲導犬、介助犬、聴導犬以外のペットの持込み
- ③ 引火・発火のおそれのあるものの持込み
- ④ 悪臭を発するものの持込み
- ⑤ 危険な行為

- ⑥ 備品等の移動、損傷・汚損
- ⑦ その他挙式、披露宴に関する使用目的以外の利用

第11条 [個人情報の取扱い]

ご予約いただいたお客様の個人情報は、当会場において厳重かつ適正に管理いたします。また、以下の目的以外には利用いたしません。

- ① 婚礼に関するお客様への各種ご連絡及び新商品プラン、イベント等に関する情報のお知らせ、アンケート等
- ② 挙式・披露宴の運営に必要な範囲での衣装、美容着付、写真、招待状、引出物等当会場と機密保持契約を締結している指定業者への連絡
- ③ 警察、税務署、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等

第12条 [その他]

- ① 施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合があります。
- ② その他約款に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。
- ③ 自然災害の発生、指定感染症等の流行、その他不測の事態が発生した場合の対応については、別途定める特則によることといたします。

■運用に当たっての注意

- 1 約款はお客様に読みやすくし、当会場でも説明しやすくするため、その文字サイズについては最小10.5ポイント以上とすること。このため、1ページ以内に約款内容の全体を収めることにこだわらないこと。
- 2 モデル約款はあくまでもモデルであることから、人数確定日や支払期日等は「当会場が指定する日時」など、解約料の割合は「〇〇%」とし、() カッコ内にBIAがアンケート調査に基づき設定した数値を表記している。
これら数値は各事業者が決めるべきものであり、約款を作成する際には、「119日前以降90日前まで」、「28%」など具体的な数値を記載すること。なお、解約料金は各事業者の平均的な損害額の算出根拠に沿って具体的な数値を記載すること。
- 3 約款はお客様が納得されるまでご説明すること。

■解約料に係る平均的な損害額

各事業者において平均的な損害額を定めること。なお、改訂モデル約款では以下のような方法で算出している。

平均的な損害額＝逸失利益（利益の機会損失）＋実費

・逸失利益＝挙式・披露宴が実施された場合に想定される利益（A）×非再販率（B）

A：挙式・披露宴の個別項目について平均的な利益率を当該申込者の挙式・披露宴見積額に適用算出した利益金額。利益金額は売上高から売上原価を差し引いた粗利益とする。

B：解約者の挙式・披露宴が予定されていた当該日時に当該会場が挙式・披露宴会場として再販できない確率

・実費（C）＝解約の時点ですでに発注、その他手配が完了している別表に定める商品の代金・解約料、衣装解約料

※平均的な損害額算出根拠として、上記A、B、Cを明確化することが必要である。